



81 海外大学病院及び医学部との交流協定締結数

解説	国立大学附属病院では、海外機関との交流のための枠組みを整備し、国際化の充実が求められます。日本側の締結の主体は大学病院であるものをカウントし、医歯薬や医学部が主体となる場合は、カウントしていません。一方、協定先の海外大学に関しては、大学病院及び医療系の学部に限らず、全ての学部を対象にカウントしております。												
実績	<p>平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度</p> <table><thead><tr><th>年度</th><th>締結数</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成25年度</td><td>0</td></tr><tr><td>平成26年度</td><td>0</td></tr><tr><td>平成27年度</td><td>0</td></tr><tr><td>平成28年度</td><td>0</td></tr><tr><td>平成29年度</td><td>5</td></tr></tbody></table>	年度	締結数	平成25年度	0	平成26年度	0	平成27年度	0	平成28年度	0	平成29年度	5
年度	締結数												
平成25年度	0												
平成26年度	0												
平成27年度	0												
平成28年度	0												
平成29年度	5												
定義	各年6月1日時点での、海外大学病院及び医学部との交流協定の締結数(その他、病院が主体部局である大学間交流協定を含む。)です。												